

戦後フランスにおける石炭調達の実態とシューマン・プラン

—ヨーロッパの石炭市場とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設—

石 山 幸 彦

はじめに

戦後のフランスにおいては、食糧、石炭、鉄鋼や機械類などの物資が不足しており、これらの不足は、国民生活を脅かすほどであった。なかでも、当時の最も重要なエネルギー源である石炭の不足は、フランス産業の再建と経済再生のために致命的な障害となりうる深刻な問題であった。

そうした状況を背景に、政府が全国の炭鉱を買収して国有化を断行し、1944年の解放から1947年までに各地域に国有炭鉱会社9社を設立した。さらに、1947年にはこれら9社の統括機関としてフランス石炭公社(Charbonnages de France, CDF)を創設した。また、同年から実施された第1次近代化設備計画(Le Premier plan de modernisation et de l'équipement, 通称モネ・プラン)においては、石炭産業を基幹産業として重視し、その再建のために、政府が資金や物資を優先的に振り向けた。

そうすることで、1930年代の恐慌期から戦時中に老朽化し、あるいは、ナチスなどによって破壊された生産設備を、政府主導で再建、近代化しようとしたのである。すなわち、当時経営危機に陥っていたフランス石炭産業を政府の手で再建し、石炭生産力の増強を図ったのである。以上のような、政府主導による石炭産業再

建の結果、フランスの石炭産出量は回復をみせ、1944年の26,577トンから1950年には52,524トンに倍増した¹⁾。

だが、フランスは戦前から恒常的な石炭輸入国であり、自国産の石炭によって国内需要を賄うことは、戦前の生産が安定している時期においても不可能であった。したがって、国外からの石炭調達は必要不可欠であり、国内生産の回復と並行して、輸入炭の確保も焦眉の急であった。しかしながら、終戦後の石炭不足はフランスのみの現象ではなく、ヨーロッパ全体でも石炭は不足しており、その輸入確保は容易ではなかったのである。さらに、外貨不足や、東西冷戦構造の尖鋭化によって東ヨーロッパ諸国が社会主義化したことも、それを一層困難なものにしていた。なぜなら、ポーランドなど石炭輸出国の西側諸国への供給が政治的に遮断されることが、懸念されたからである。

そのため、国外からの石炭調達は民間レベルの市場取引によっては困難であり、政府による政策的解決が求められた。すなわち、ルール地方に豊かな炭層を擁するドイツの戦後処理問題など、外交によって石炭輸入を確保することが必要になっていたのである。1950年にフランス政府が歴史上有名なシューマン・プランを発表し、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の結成を主導する目的の一つに、ルール炭の確保があったことはすでに先行研究でも明らかにされているところである²⁾。

1) 石山幸彦「戦後フランスにおける石炭産業の再建—国有化(1946年)と計画化(1947-1953年)—」、『エコノミア』第62巻第1号、2013年5月、1-27ページ。

2) とりあえず、石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』日本経済評論社、2009年など。

以上のような戦後フランスの石炭調達については、従来の研究では中心的なテーマとしては取り上げられてこなかった。戦後のフランスにおける石炭事情について分析している研究では、石炭産業の国有化や再建に焦点が当てられ、国外からの石炭調達については2次的にしか扱われていないからである。例えば、ヴァラシヤン(Denis Varaschin)やノーヴェル(Paul Novel)の研究は、戦後に国有化された石炭産業が生産を拡大していく過程を分析しているが、国外からの輸入を巡る諸問題には言及していない³⁾。また、労働運動史を研究したホルター(Darry Holter)は、戦中から戦後の炭鉱労働者の活発な労働運動を国有化政策を背景に描いている⁴⁾。戦後の同時代にフィリップ(Didier Philippe)が執筆した博士論文では、石炭産業の国有化の手続きや制度が詳細に分析されている。さらに、わが国では佐伯哲郎氏や筆者の研究がフランス石炭産業の国有化や再建について、検討を加えている⁵⁾。だが、これらの研究でも、国外からの石炭調達と配分に関して、詳細な検討が加えられることはなかったのである。

また、戦後のヨーロッパにおける石炭の流通について分析したプロン(Régine Perron)は、

3) D.Varaschin, *Pas de veine pour le charbon français (1944-1960)*, in A.Beltran, C.Bouneau, Y.Bouvier, D.Varaschin, J.-P.Willot (dir.), *Etat et énergie XIXe-XXe siècle*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 2009, pp.129-152; Paul Novel, *Le charbon et l'énergie en France*, Berger-Levrault, 1970.

4) D.Holter, *The Battle for Coal, Miners and the Politics of Nationalization in France*, Northern Illinois University Press, 1992.

5) D.Philippe, *Les charbonnages français nationalisés Organisation du pouvoir; Résultats économiques*, thèse pour le doctorat ès sciences économiques, Université de Paris, Faculté de droit, présentée le décembre 1956; 佐伯哲郎「第2次大戦後フランスにおける石炭産業の「国有化」と労働運動」小沢弘明, 佐伯哲郎, 相馬保夫, 土屋好古『労働者文化と労働運動—ヨーロッパの歴史的経験—』木鐸社, 1995年, 203-238頁; 石山幸彦「前掲論文」1-27頁。

ヨーロッパ・レベルでの石炭取引の仕組みを明らかにし、フランスの石炭調達が必ずしも順調ではなかったことを示している。だが、この研究もヨーロッパ全体について検討したもので、フランスについての記述は十分とは言えない⁶⁾。

さらには、フランス外交史の分野では、戦後の欧米諸国との国際交渉について多くの研究が蓄積されており、ルフェーブ(Sylvie Lefèvre)やポワドヴァン(Raymond Poidevin), ギリンガム(John Gillingham), ビッシュ(Marie-Thérèse Bitsch), ゲルベ(Pierre Gerbet)などの研究が代表的なものである。それらの研究によれば、フランス政府は終戦直後にドイツの非軍事化、経済の弱体化を目指して、ナチスの軍備を支えたルール地方の産業の国際管理を主張した。だが、東西対立が先鋭化するなかで、アメリカなどの対独政策が復興優先に転換すると、フランスもそれを受け入れ、ドイツと協調して西ヨーロッパの統合を進めて行かざるを得なくなる。そうした政策の転換が、国際交渉の詳細な分析によって明らかにされている。だが、ルール炭の調達については必ずしも中心的なテーマではなく、外交交渉の結果として石炭貿易がどのように展開されたのかは、十分に説明されていない。さらに、フランス国内の産業や経済復興との関連も主たる検討の対象となっていない⁷⁾。

そこで本稿では、ドイツの戦後処理などを含むアメリカやヨーロッパ諸国との外交交渉を踏まえ、フランスにおける石炭調達システムや、フランス政府の石炭輸入政策を分析する。そして、当時の石炭調達状況に直面して、同政府がいかにしてシューマン・プランの提案にいたるのか。さらに、フランス石炭業界が、同プランの実現、すなわちヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の結成を、いかに受け入れることになるのかを検討する。その際には、フランス石炭公社の営業報告書、パリ国立文書館所蔵のフランス計画庁

6) R.Perron, *Le marché du charbon un enjeu entre l'Europe et les Etats-unis de 1945 à 1958*, Publications de la Sorbonne, 1996.

第1表 フランスにおける石炭生産と消費

(千トン)

	生産	輸入	輸出	ストック の増減	消費
1928	52,440	29,985	3,202	-508	79,731
1929	54,977	36,575	4,080	-1,836	89,308
1930	55,057	36,420	2,911	2,102	86,464
1931	51,046	32,714	2,831	1,450	79,479
1932	47,279	25,464	2,086	-562	71,219
1933	47,981	25,619	1,921	-208	71,887
1934	48,658	24,535	1,885	200	71,108
1935	47,119	22,002	1,528	-246	67,839
1936	46,171	22,907	1,333	-2,300	70,045
1937	45,364	30,890	1,034	-540	75,760
1938	47,562	22,724	1,215	1,336	67,735
1939	50,249	18,078	1,185	-1,024	68,166
1940	40,984	8,020	304	-998	49,698
1941	43,857	2,120	700	-1,027	46,304
1942	43,828	3,137	702	-46	46,309
1943	42,427	4,758	19	304	46,862
1944	26,577	3,682	56	274	29,929
1945	35,017	5,326	53	-980	41,270
1946	49,289	10,973	409	139	59,714
1947	47,309	17,195	460	306	63,738
1948	45,136	21,020	415	-488	66,229
1949	53,048	22,575	1,160	1,448	73,015
1950	52,521	14,861	2,401	989	63,992

出展) Institut national de la statistique et des études économiques, *Annuaire statistique de la France. Résumé retrospectif*, vol. 72, 1966, p.229.

(Commissariat général du plan) の近代化設備計画関連文書, ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体最高機関文書などを分析する。

1. 戦後フランスにおける石炭調達システム

すでに触れたように, フランスは戦前からの石炭輸入国であり, 戦後においても国内生産で賄えない分は, 国外からの供給に依存せざるを

第2表 フランスにおける

消費エネルギー源の割合

(%)

	石炭	水力 発電	石油 など	天然 ガス
1929	87.5	6.3	6.2	
1938	79.8	8.9	11.3	
1947	77.5	12	10.5	
1948	73.4	12.7	13.7	0.2
1949	75.7	8.6	15.4	0.3
1950	70.2	12.5	17	0.3
1951	69.5	13.6	16.6	0.3
1952	67.2	14.4	18.1	0.3
1953	64.5	14.5	20.7	0.3
1954	62.6	15.9	21.2	0.3

出展) Charbonnages de France (以下, CDF と省略), *Rapport de gestion exercice 1948*, p.37, *exercice 1952*, p.38, *exercice 1953*, p.14 より作成。

得なかった。さらに, 国外からの石炭調達は不足している民間市場においては困難を極め, 政府の介入は不可欠であった。以下ではまず, フランスにおける石炭の需給動向や, 国内の生産, 供給システムを概観する。次いで, 戦後に整備された石炭輸入システムや輸入組織の機能と政府の役割を検証しよう。

7) S.Lefèvre, *Les relations économiques franco-allemandes de 1945 - 1955 De l'occupation à la coopération*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1998; R.Poidevin, *La France et le charbon allemand au lendemain de la deuxième guerre mondiale, Relations internationales*, n.44, hiver 1985, pp.365-377; J.Gillingham, *Coal, Steel and the Rebirth of Europe, 1945-1955. The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*,

Cambridge University Press, 1951; M.-T. Bitsch, *Un rêve français: le désarmement économique de l'Allemagne (1944-1947), Relations internationales*, n.51, automne 1987, pp.313-329; P.Gerbet, *Le relèvement (1944-1949)*, Imprimerie nationale, Paris 1991; その他に, 我が国では, 上原良子「フランスのドイツ政策——ドイツ弱体化政策から独仏和解へ」油井大三郎, 中村正則, 豊下柄彦編『占領改革の国際比較, 日本, アジア, ヨーロッパ』三省堂, 1994年, 274-300頁など。

第3表 フランスにおける産業別石炭（石炭、コークス、焼結炭）購入量

(千トン)

	1929	1938	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
鉄道	12,600	9,720	7,621	6,158	6,789	6,271	5,331	5,062	4,811
ガス	4,303	4,296	5,002	4,633	5,057	4,952	4,694	4,613	4,385
電力	3,815	2,964	7,466	5,175	5,559	5,324	5,095	5,322	4,649
鉄鋼	18,384	9,504	11,832	10,688	12,829	14,226	12,115	12,357	14,659
船舶用燃料	1,418	1,284	536	229	281	196	125	107	70
製造業	25,112	15,960	14,190	12,364	15,932	13,528	12,653	13,339	13,682
家庭・零細事業者	16,500	17,304	11,004	11,135	13,957	14,408	13,350	13,724	13,978
鉱山外での焼結			1,848	1,324	2,412	2,131	1,768	1,821	1,818

出展) CDF, *Rapport de gestion exercice 1951*, p.38, *exercice 1952*, p.32, *exercice 1953*, p.20 より作成。

第4表 フランスの国有炭鉱会社の国内販売先

(千トン)

	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
フランス国鉄	5,825	5,410	4,296	4,794	4,917	5,032	4,980	4,388	4,152	4,045
ガス	2,920	2,105	2,088	2,936	2,974	3,030	3,060	3,191	3,049	2,856
電力	4,685	5,300	4,500	5,498	4,759	4,115	4,118	4,275	4,498	3,838
鉄鋼業	5,020	4,700	4,308	4,585	4,453	4,972	5,651	5,045	5,408	6,640
船舶用燃料	590	503	192	126	84	112	67	54	54	46
製造業	11,605	11,170	11,220	11,435	11,002	13,832	12,017	11,372	12,042	12,437
家庭・零細企業	7,650	7,888	8,292	9,111	8,978	10,966	11,236	9,927	9,747	10,010
鉱山外での焼結	260	162	228	220	404	826	684	553	545	664

出展) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, p.18, *exercice 1948*, p.36, *exercice 1949*, p.36, *exercice 1950*, p.29, *exercice 1951*, p.38, *exercice 1952*, p.32, *exercice 1953*, p.20 より作成。

(1) 国産石炭の生産と配分システム

戦後のフランスでは、第2表にみられるように、エネルギー源の70%以上は石炭が占めており、圧倒的に重要な地位を占めていた。その後1950年代に入ると60%代に低下し、徐々に石油の重要性が増していたが、それでも1950年代の前半には石炭はフランスのエネルギー源のほぼ3分の2を占めていた。

こうした石炭の需要者のなかでは、第3表や第4表にみられるように鉄鋼、鉄道、電力、ガスといった産業の企業が、主要な大口需要者であった。すなわち、鉄鋼業界を除けば、フランス電力 (Electricité de France) やフランスガス (Gaz de France) などの国有企業が生産のほとんどを占める産業部門が、石炭の主要な供給先となっていたのである。

だが、そうした石炭の配分は当然のことなが

ら、すでに言及したように市場での自由な取引によって導かれたものではない。解放後も石炭取引は、政府による統制下にあった。さらに、フランス政府は1947年には全国の炭鉱国有化を断行したため、国産石炭の供給はフランス石炭公社によってコントロールされることになるのである。すなわち、フランス全国各地の国有炭鉱会社9社とこれら全体を統括するフランス石炭公社を介して、政府が国内産石炭の配分を監督していたのである。価格についても、石炭公社が9社の販売価格を決定する規定になっていたが、当時のフランスの商品価格は財務省物価局 (direction des prix) によって統制されており、石炭価格も財務省のインフレ抑制策に沿って、低廉に抑えられていた。

このように戦後のフランスにおける国産石炭の供給は、国有企業によってほぼ独占され、実

質的に政府の管理下にあった。それでも様々な物資、エネルギーとともに石炭は不足しており、その供給に際しては政府によって価格高騰が抑制され、販売先もコントロールされていた。その結果、政府主導の戦後復興をめざしていたフランスでは、石炭とともにモネ・プランで重視された電力、鉄鋼などが石炭の優先的な供給先として名を連ねていたのである。

(2) 石炭輸入システム

さらに、解放後のフランスでは国外からの石炭調達は石炭輸入専門協会 (Association technique de l'importation charbonnière, ATIC) を介して実施されており、同協会がフランスの石炭輸入を実質的に独占していた⁸⁾。このATICは解放直後の1944年11月7日に、非営利団体として、外国産石炭の需要企業や販売業者によって設立された。ATICの主要な加盟組織は、フランス国鉄、鉄鋼業界の石炭共同購入機関である鉄鋼産業燃料配分機構 (Organisation de répartition des combustibles pour l'industrie sidérurgique, ORCIS)⁹⁾、ATIC設立後の1946年に国有企業として創設されたフランス電力とフランス・ガス、さらに政府によって認可された

8) D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier, une expérience supernational*, Bruyant, 1993, pp.360-362.

9) フランス鉄鋼業界では、石炭の共同購入機関であるORCIS以外にも、鉄鋼の共同販売機関であるフランス鉄鋼コントロール (Comptoir des produits sidérurgiques, CPS)、事実上の鉄鉱石の共同購入機関、東部鉄鉱石コントロール (Comptoir de vente minerais de fer de l'Est de la France, COFEREST)、コークスの共同購入機関、ロレーヌ・コークス販売会社 (Société de vente des cokes lorrains, COKLOR)、マンガンを共同で買い付けるマンガン会社 (Société du manganèse) や赤鉄鋼を調達するフェランポール (Ferimport) が設立された。したがって、同業界は複数の共同販売や共同購入機関を擁し、実質的にはフランス鉄鋼協会 (Chambre syndicale de la sidérurgie française, CSSF) が管理・運営していた。石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』128-129頁。

民間の石炭販売業者などであった。ATICは各会員団体から年会費1万フランを集め、それに加えて仲介した石炭輸入1トン当たり一定の手数料を会員企業から受け取った¹⁰⁾。このように、フランスの石炭輸入企業はATICに結集することで、取引交渉において国外の石炭供給業者に対する立場を強化することを意図していたのである。

つづいて、同年12月2日と1945年4月25日の産業省の決定によって、ATICの組織構造や役割と政府との関係が以下のように規定された。まず、ATICの運営を統括する理事会 (Coseil d'administration) のメンバーは次のような構成とされた。理事長は政府によって指名され、副理事長はフランス国鉄を代表して前期に理事を務めた人物が就くことになった。その他の理事については、政府側からは産業省・鉱山局長と、財務監査役としてフランス石炭公社に派遣されている人物の2名が参加した。需要者代表としては、鉄鋼業界から2名、フランス国鉄 (Société nationale des chemins de fer français)、フランス電力、フランス・ガスからそれぞれ1名の合計5名、販売業者からも5名が参加することが規定された。これに加えて投票権のない招待者が議論に参加した。

このように、ATICの理事会は理事長をはじめ政府から直接に送り込まれた人物が3名を占め、需要者のうち国有企業からは副理事長を含めて4名の代表者が理事の席に就いた。すなわち、理事14名のうち理事長と副理事長を含む7名を政府ないし国有企業を代表する人物が占めたのである。さらに、政府はこれら理事会メ

10) この手数料は、1953年時点で1200万トンまでは代金の1.5%、それを超える分については1%であった。Commission européenne archives Bruxelles, (以下、CEABと省略) 4, no.620-2, Communauté européenne du charbon et de l'acier, Haute Autorité, Division ententes et concentrations, Note concernant l'Association technique de l'importation charbonnière, Luxembourg, le 14 septembre 1953, p.1.

ンパー以外に産業省・鉱山局から拒否権を持つ監察官 (commissaire) を派遣することが規定されており、事実上政府の意向を強く反映した運営が可能となる組織構造となった¹¹⁾。

次に実際の業務については、ATIC は石炭の輸入と輸送のすべてを独占し、調達先での買い付けから引き渡しまでの一連の作業を行う。これらの業務は、政府と加盟企業とで情報や意見を交換しながらも、調達先、輸入量、品質などについては、政府の指示に従って実施する。代金の請求も政府によって規定された条件でATICが行い、さらにATICは代金の支払いも保証することになった。

ただし、販売価格の設定についてはATICには何の権限もなく、固形鉱物燃料価格補償金庫 (Caisse de compensation des prix des combustibles minéraux solides) に委ねられた。同金庫は、輸入炭を実際の購入価格より安く国内業者に供給するために、補償金を支給する役割を担っていた。すなわち、同金庫はATICとは別組織ではあったが、政府の意向に沿って国内への販売価格を決定し、補償金を支払っていたのである¹²⁾。

以上のように、解放後のフランスの石炭輸入は、すべての輸入業者が加入するATICによって独占的に実行されていた。このATICは政府の意向を反映させる組織構造となっており、実際の石炭輸入業務の実施に当たっても、政府は様々な点でATICを指導する立場にあった。こうして政府は石炭輸入全体を統括し、政策的な輸入炭の買い付け、配分と価格管理を行ったのであり、ATICはその中心的な実施機関と位置づけることができる。

11) CEAB 4, no.620-2, ATIC, Membres de l'ATIC, le 29 juillet 1953; CEAB 4, no.621-1, Rapport sur les mesures discriminatoires appliquées par le gouvernement français, le 10 juillet 1955, pp.1-2.

12) CEAB 4, no.620-2, Communauté européenne du charbon et l'acier, Haute Autorité, Division ententes et concentrations, Note concernant l'association technique de l'importation charbonnière, Luxembourg, le 14 septembre 1953, pp.1-5.

2. ヨーロッパにおける石炭配分システム

これまで検討したように、戦後のフランスでは国産石炭、輸入炭とも政府が積極的にその生産、流通に介入して、石炭を供給していた。この当時はヨーロッパ全体でもフランス同様に石炭は不足しており、市場における自由な取引では、石炭輸入諸国への安定供給は困難であった。したがって、ヨーロッパ・レベルでも国際的な石炭配分システムが構築されることになる。以下では、終戦から1940年代末までの国際的な石炭配分システムとその実態を分析し、フランスがどのように輸入炭を確保したのかを検討しよう。

(1) ヨーロッパ石炭機構 (ECO) からマーシャルプラン
まず1945年5月のドイツ降伏時には、ヨーロッパ諸国に石炭を配分するための緊急措置として、ヨーロッパ石炭機構 (European Coal Organization, ECO) がロンドンに創設され、第1回の会議が5月18日に開催された。同機構には、当初アメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、ノルウェー、ギリシア、トルコの10カ国が参加した。1946年1月1日に常設機関として正式に発足し、その年の3月にポーランド、7月にはチェコスロヴァキアが遅れて加盟した¹³⁾。この組織は、戦争中に連合軍やナチスからの解放地域への石炭供給を担っていた連合軍最高司令部 (Supreme Headquarters Allied Expeditionary Force, SHAEF) の固形燃料セクション (Solid Fuels Section) の機能を引継いで、解放されたヨーロッパ諸国への石炭の配分を実施することになったのである。

1945年当時の状況では、イギリスは石炭を輸出する余力はなく、ECOは実質的にアメリカ、ドイツとトルコ産出の石炭を他の諸国に

13) N.Samuels, The European Coal Organization, *Foreign Affairs*, Vol.26, No.4, July 1948, pp.728-736.

配分する機関となった。前述のように1946年からはポーランドが輸出国として加入し、スイス、スウェーデン、フィンランド、ポルトガルは正式の加盟国ではなかったが、ECOからの石炭供給を受けることになった。さらに、1947年からアイルランドとイタリアの代理として連合国救済復興機関（United Nations Relief and Rehabilitation Administration, UNRRA）が正式に加盟した。

このECOの総裁は、1945年5月から1945年12までイギリスのエネルギー省から就任したグリッドリー（J.C.Gridley）、1946年1月から1947年12月末までも同じくイギリス・エネルギー省からのグリフィス（E.Griffith）が務めた。さらに、事務局長には、1945年5月から1947年12月末までの期間を通じてフランス人のエカール（Basile Aicard）が就いていた。ECOでは加盟国代表で構成される理事会が全会一致で方針を決定し、加盟している石炭輸出国政府に対して、他の加盟国への均等な供給を勧告することになった。以上のように、一部東欧諸国も参加したが、基本的には西側諸国を中心としたヨーロッパにおける石炭配分機関が、創設されたのである¹⁴⁾。

こうした、国際組織の整備と並行して、アメリカ国務省は調査を行い、1945年6月から1946年4月までにフランス、ベルギーや北欧諸国で約3,100万トンの石炭が不足することを予測していた。この調査報告に基づき、アメリカ政府はナチスから解放された西ヨーロッパ諸国への必要な石炭供給量を検討した。その結果を受けて、トルーマン（Harry S.Truman）大統領は1945年6月20日にヨーロッパのアメリカ総司令官に対して、同地域への石炭供給に関する指令を送っている。具体的には、1945年末までに少なくとも1,000万トン、その後1946年4月末までにも1,500万トン、合計2,500万トンの石炭をドイツから西ヨーロッパ諸国へ輸出させることを指示したのである。すなわち、トルー

マン政権はルール炭など、ドイツ産出の石炭を供給することによって、周辺の西ヨーロッパ諸国における石炭不足に対応しようとしたのである。

だが、ルール地方を中心とするドイツの石炭生産は、1945年5月の終戦から10月までは急速に回復したものの、その後は停滞した。輸出も同様に10月以降拡大することなく、ECO加盟国への輸出も伸びなかった。アメリカ、イギリス、ソ連の3カ国の占領地域では7月から12月までに36,610,127トンの石炭が生産され、そのうちドイツ国内消費に72.9%、ストックに15.5%が当てられ、輸出に回されたのは11.6%にあたる4,256,299トンのみであった。そのため、1945年に1,000万トンの石炭を輸出するトルーマンの指令は実行されず、ドイツから周辺諸国への輸出は指令の半分にも満たなかったのである。

こうした事態を招いた背景には、次のような事情があった。終戦後のドイツ統治については、周知のように1944年秋からアメリカの提案をもとに、アメリカ、イギリス、ソ連の代表者間で協議が始まり、1945年7月17日から8月2日までポツダム会議が開かれて、8月2日にポツダム協定が締結された。この協定によって、占領下におかれるドイツは、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の4カ国によって分割統治されることが決定された。ただし、経済面では一体的に管理し、産業企業やカルテルを解体することも規定された。したがって、ヨーロッパでも主要な産炭地域であったルール地方は、イギリス占領区に含まれていたが、連合国4カ国によって同地域の石炭産出と流通が共同管理されることになっていた。

だが、全会一致を原則とする共同管理では、容易に合意が得られず事実上機能不全となっていた。そのため、この地方を占領していたイギリス政府が北ドイツ石炭管理局（North German Coal Control, NGCC）を設置して石炭生産と販売を実質管理した。その際に、深刻な外貨不足に悩むイギリス政府は占領コストを抑制するた

14) R.Perron, *Le marché du charbon...*, pp.68-78.

めに、ドイツ経済の再建を優先し、ルール炭を同国内の製造業向けに優先的に振り向けた。すなわち、イギリス政府は自らの財政負担をできるだけ軽減しつつ、占領地域住民の生活を安定させ、治安を維持するためには、ルール産業の復活が急務だと考えたのである。

だが、翌1946年になっても、ルール地方では炭鉱夫に十分な食糧の配給ができなかったことなどから、石炭産出量が大きく拡大することではなく、輸送手段の未整備などもあって輸出も伸びなかった。1946年の1月から4月末までもドイツの石炭輸出は440万トンにとどまり、1,500万トンの輸出を指示したトルーマン指令には、遠く及ばなかった。1945年7月から1946年4月までの合計でも、実際の輸出は870万トンで、同指令の2,500万トンの34.7%が実行されたに過ぎなかった。すなわち、ルール地方の産業は実際にはイギリス政府が管理しており、終戦直後にアメリカ政府が想定したように、ドイツ産出の石炭によってヨーロッパの石炭不足に対応することはできなかったのである¹⁵⁾。

こうしたイギリス政府の方針については、ヨーロッパに駐在していたアメリカ代表らは、トルーマン指令を受けていたにもかかわらず、黙認していた。さらに、1946年12月にはイギリス外相ベヴィン (Ernest Bevin) とアメリカ国務長官バーンズ (James F. Byrnes) の合意によって、1947年1月1日に両国占領地区を統合し、米英合同占領地区を形成することが決定された。その際には、アメリカとイギリスはドイツの経済復興を優先し、ルール炭のECO輸入国への配分を抑制することを明確にしたのである。こうしたイギリスとアメリカの動向は、当然ながらフランスなどECO輸入国の反発を招いた。例えば、ECOにフランス臨時政府代表として参加していたモネ (Jean Monnet) は、1945年9月にトルーマン指令を実行するよう強く働きかけた。さらに、1946年の夏に

はECOの輸入諸国は反米キャンペーンを展開している¹⁶⁾。

また、上記のイギリスの政策路線は、戦後のフランスの対ドイツ政策と真っ向から対立するものであった。周知のように、ド・ゴール臨時政権は戦後ルールやラインラント (Rheinland) のドイツからの分離と国際管理を主張し、ドイツ経済の弱体化をめざしていた。だが、1945年12月のモスクワでの会談で、イギリスはドイツからの同地域の分離は、ドイツ経済にダメージを与え、その弱体化を招くとして対立した。その後すでに触れたように、英米占領地区の統合時には、アメリカもドイツ経済再建を優先する意向に転じており、フランスのルール国際管理の主張は受け入れられなかったのである¹⁷⁾。

こうした状況下で、西ヨーロッパ諸国への石炭供給不足を補ったのは、アメリカとポーランドからの輸出であった。1946年1月から4月までのフランス、ベルギー、オランダ、ノルウェー、デンマーク5カ国の石炭輸入は、ドイツからが325万トン足らずだったのに対して、アメリカからは354万トン余りでアメリカからの輸入の方が上回っている。さらに、1946年の6月から12月まで(9月を除く)にフランス、ベルギー、オランダ、イタリア、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スイスの9カ国に対して、ポーランドからは236万トン余り、アメリカからは750万トン足らずが輸出されている。ポーランドからの輸出のうち、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スイスにおよそ192万トンが集中しており、ポーランド炭は双務協定に基づく物々交換によって、主に北欧諸国へ供給された。フランス一国についても、第5表にみられるように、終戦直後にはイギリス、ベルギー、ドイツなどからの石炭輸入は戦前に比べて激減し、そ

16) R.Perron, *Le marché du charbon...*, pp.83-84.

17) S.Lefèvre, *Les relations économiques...*, pp.37-48, A.S.Milwaid, *The Reconstruction ...*, p.139, etc..

15) Ibid., pp.66-68 et pp.81-88. ; R.Poidevin, *La France et le charbon allemand...*, *op.cit.*, p.368.

第5表 フランスの石炭輸入（石炭、褐炭、コークス）

（千トン）

	1913	1929	1938	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954
ドイツ	3,371	9,017	5,268	814	2,095	1,914	4,671	7,893	5,571	6,020	6,511	6,227	6,074
ベルギー・ルクセンブルク	4,858	4,641	4,699	141	434	653	786	922	949	675	1,397	2,037	2,024
オランダ	468	2,058	1,944	2	86	126	205	233	335	444	513	527	924
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	150	45	-
ザール	2,700	5,027	1,583	450	1,301	1,157	2,407	3,758	4,898	5,175	4,590	4,560	4,625
共同体諸国合計	11,397	20,743	13,494	1,407	3,916	3,850	8,069	12,826	11,753	12,414	13,161	13,396	13,647
イギリス	11,442	13,339	6,476	1,333	723	5	719	1,517	1,248	593	1,125	448	994
アメリカ合衆国	17	14	-	2,447	5,184	12,015	8,973	4,580	48	4,490	3,142	289	55
ポーランド	-	652	1,576	-	566	520	1,848	1,985	670	967	752	480	514
ソビエト連邦	-	73	93	-	-	-	-	-	29	190	199	260	404
その他	11	19	459	1	38	121	113	156	21	102	205	138	279
共同体諸国以外合計	11,470	14,097	8,604	3,781	6,511	12,661	11,653	8,238	2,016	6,342	5,423	1,615	2,246
総計	22,867	34,840	22,098	6,145	10,427	16,511	19,722	21,064	13,769	18,756	18,584	15,011	15,893
総計（ザールを除く）	20,167	29,813	20,515	4,738	9,126	15,354	17,315	17,306	8,871	13,582	13,994	10,451	11,268

出展）CDE, *Rapport de gestion exercice 1947*, p.18, *exercice 1948*, p.36, *exercice 1949*, p.36, *exercice 1950*, p.29, *exercice 1951*, p.38, *exercice 1952*, p.32, *exercice 1953*, p.20 より作成。

第6表 フランスの石炭輸出（石炭、褐炭、コークス）

（千トン）

	1930	1938	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
ドイツ	360	118	-	-	-	-	318	335	384	549	847	862	1,080
ベルギー・ルクセンブルク	1,152	348	-	12	-	-	39	74	85	242	207	398	730
オランダ	-	-	-	-	-	-	1	119	167	2	90	6	451
イタリア	207	73	-	-	-	36	203	449	362	107	209	200	289
ザール	276	28	-	1	-	23	157	218	237	183	201	157	203
共同体諸国合計	1,995	567	-	13	-	59	718	1,195	1,235	1,083	1,554	1,623	2,753
イギリス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	556	2,013
スイス	591	523	54	381	399	259	248	441	415	288	307	374	586
スペイン	-	-	-	-	-	-	105	46	20	47	41	3	24
オーストリア	-	7	-	-	-	-	24	49	49	40	131	45	102
スカンジナビア	-	-	-	-	-	-	-	211	83	56	251	117	581
北アフリカ	142	13	-	7	51	65	42	196	120	149	110	148	219
フランス海外領土	56	20	-	-	-	1	7	32	50	39	20	13	4
その他	18	20	-	-	-	-	-	188	94	-	6	155	55
共同体諸国以外合計	807	583	54	388	450	326	426	1,163	831	619	982	1,411	3,584
総計	2,802	1,150	54	401	450	385	1,144	2,358	2,066	1,702	2,536	3,034	6,337

出典）D.Philippe, *Les charbonnages français nationalisés Organisation du pouvoir, Résultats économiques*, thèse doctat, Université de Paris, 1956, p.157.

れを補ったのはアメリカからの石炭供給であった。

だが、アメリカやポーランドからの石炭調達には、それぞれ不安要素を抱えていた。まず、アメリカについては、当時の頻発するストライキによって供給が安定しなかったこと、アメリカ政府から一定の費用援助はあったものの輸送費が高んだこと、ヨーロッパ諸国が深刻なドル

不足に見舞われていたことが、アメリカからの輸入の障害になっていた。さらに、アメリカから供給される石炭はルールやポーランド産出の石炭より品質が悪く、コークス化には適していなかった。したがって、産業の復興が開始されるにつれて、アメリカ産石炭の品質が問題視されたのである。次にポーランドについては、周知のように社会主義圏に組み入れられ、東西冷

戦が深刻化するなかで、輸入が継続できるかは不透明であった¹⁸⁾。

このように戦後の西ヨーロッパ諸国の経済復興が、アメリカからの石炭供給への依存度を高めていることが明確になるにつれて、アメリカ政府もヨーロッパへの石炭輸出への対応を変化させる。すなわち、1947年からアメリカの戦時固形燃料管理局（Solid Fuels Administration for War）は輸出用石炭の品質抑制を緩和し、1947年中の6か月ごとの供給計画を立て、アメリカからの石炭供給を質量ともに充実させることを決定した。そうすることで、西ヨーロッパの石炭輸入国の要求に応え、アメリカの石炭産業に安定した販路を提供することができた。

さらに、周知のように同年6月5日にはマーシャル・プランを発表し、石炭を含めた多様な物資の贈与をヨーロッパ諸国に提案した。すなわち、1948年からはアメリカが援助物資として石炭を供給することを表明して、西ヨーロッパ諸国のドル不足にも対応したのである。こうしてアメリカは、同プラン開始前年の1947年には実際に西ヨーロッパ諸国への石炭供給を大幅に増加させる¹⁹⁾。

アメリカ政府の提案を受けて、ヨーロッパ諸国は援助物資受入れのために、ヨーロッパ復興計画を作成するパリ会議を7月12日から開始した。そのため、西ヨーロッパ諸国における石炭配分を検討するECOの機能は、事実上不要となり、ECOは1947年末をもって解散した。したがって、ECOは1946年1月から2年間存在したが、ポーランドを加入させたことでポーランド炭の輸入の途を開いた。だが、ルール炭の配分については、イギリスやアメリカ政府がドイツ国内への供給を優先したことで、ECOは実質的に機能しなかったのである。

さらに、ECOの解体に伴って、ドイツ炭の配分については1947年4月にモスクワでアメリカ、イギリス、フランスの3カ国間で合意が

交わされ、西側3カ国占領地域の石炭配分方式が決定された。その後、同年9月と翌1948年2月にベルリンで、この合意に一定の修正が施された²⁰⁾。この方式では、西側占領地域の石炭産出量から同地域に必要なとされる石炭を確保したうえで、輸出向け石炭の量が決定される。ドイツ国内への配分割合は英米合同地域が8分の7、フランス占領地域が8分の1となった。その結果、例えば1948年4月21日に決められた4週間分の配分比率は、原則として英米地区に76.42%、フランス地区に7.17%、輸出向けが16.41%とされている。これは、ドイツ炭の輸出を産出量に応じて増加させるものであったが、西側占領地域への配分を優先し、ドイツの経済復興を促進する英米側の意図が反映された配分方式であった。したがって、ECO解散後もドイツ国内に必要な石炭を確保することが確認されたのである²¹⁾。

(2) ルール国際機関 (IAR) からシューマン・プランへ

このように、マーシャル・プランによってアメリカが石炭供給を質量ともに向上させると、西ヨーロッパ諸国の石炭不足問題は、解決に一定の目的が立った。だが、終戦直後からフランス政府が国際管理を主張していたルール地方の管理問題は、未解決のまま残されていた。

この点に関しては、1947年1月1日に米英合同占領地区を形成したアメリカとイギリスは、2国間でルール地方の産業の管理について協議を進めていた。そこでは、石炭産業についてはそれまでのイギリスの北ドイツ石炭管理局に代わって、英米石炭管理グループ (UK/

20) R. Poidevin, *Robert Schuman...*, p.247; C. Defrance, *La France et l'Autorité internationale de la Ruhr jusqu'à l'annonce du Plan Schuman*, A. Wilkens (dir.), *Le Plan Schuman dans l'histoire Intérêts nationaux et projet européen*, Bruylant, 2004, p.127.

21) Centre des archives contemporaines (フォンテーヌブロー現代史料センター所蔵史料、以下、CACと省略する。) . 760335, Tripartite Coal Allocation Procédure, 21 April 1948.

18) R. Perron, *Le marché du charbon...*, pp.88-114.

19) *Ibid.*, p.123-124 et pp.129-146.

US Coal Control Group, UK/US CCG)を設置してアメリカ、イギリス政府による、共同管理体制を構築する。さらに、実際の炭鉱経営はドイツ人組織であるドイツ炭鉱経営局 (Deutsche Kohlenbergbau-Leitung, DKBL) に任せ、戦後停滞していた同地域の石炭生産の拡大を図ることで、1947年9月10日に合意したのである。すなわち、占領国であるイギリスによる管理では生産の回復が進まなかったため、アメリカ、イギリス政府は地元のドイツ人に労働者の管理など炭鉱経営を任せることで、生産が拡大することを期待したのである。

だが、フランス政府の粘り強い要請もあって、アメリカとイギリス政府は同年7月にルール地方の石炭、コークスと鉄鋼の国際管理について話し合うことを受け入れた。それは、アメリカ、イギリス政府が、西ヨーロッパの再建にはフランスの協力を得ることが必要不可欠だと考えたためである。したがって、アメリカ、イギリスは上記の両国間の合意に達する直前であったにもかかわらず、フランスとの協議を受け入れたのである²²⁾。以上のようにフランス政府の要請を受けて、アメリカ、イギリスは、いわゆるロンドン6カ国会議 (第1次ロンドン会議) でフランス占領地区も含む西部ドイツや西ヨーロッパの再建について議論し、ルール地方の国際管理についても議題に取り上げることにした。この会議は西側占領3カ国にベルギー、オランダ、ルクセンブルクを加えた6カ国によって、1948年の2月23日に開幕した。

この会議が始まって間もない2月27日に駐英大使でフランス代表のマシグリ (René Massigli) は、それまでのフランスの主張から譲歩して、ルール地方の産業を管理する国際機関にドイツの代表が参加することを認め、この機関がルール地方における石炭や鉄鋼の生産、

配分、設備投資、資金調達までも管理することを提案した。すなわち、フランスは国際機関によってルール地方の産業の復活を抑制することを意図していたのである。だが、すでに前年に前述の合意に達していたアメリカ、イギリス政府は、国際機関が管理するのは、ルール産の石炭、鉄鋼をドイツ国内向けと輸出向けに配分することだけに限定すべきだとして、フランスと対立した。すなわち、実際の所有や経営管理は、両国の合意に沿ってDKBLなどのドイツ人組織に任せることをアメリカ、イギリス政府は主張したのである。約1カ月半の中断期間を経て4月20日に再開されたこの会議 (第2次ロンドン会議) は、結局6月に閉幕し、「ロンドン勧告」 (Londoner Empfehlungen) を採択して、ドイツ連邦共和国の建国を提言した。さらに、6月20日には通貨改革が実施されて、西側3占領地区の統合が実質的に開始されたのである²³⁾。

だが、ルール産業を管理する国際機関の具体像については、同年11月11日からの同じ6カ国が参加するロンドン・ルール会議 (第3次ロンドン会議) に委ねられることになった。1948年の12月24日まで断続的に続けられた同会議の結果、28日に6カ国合意が発表され、翌1949年4月28日にルール国際機関 (International Authority for the Ruhr, IAR) が設立されることになった²⁴⁾。だが、アメリカやイギリスが主張したように、その権限はルールで生産された石炭、コークス、鉄鋼のドイツ国内向けと輸出向けの配分に限定された²⁵⁾。すなわち、ルール地方に

23) S.Lefèvre, *Les relations économiques...*, pp.155-158; R.Poidevin, *Robert Schuman, Homme d'Etat (1886-1963)*, pp.186-187; 中屋宏隆「ルール国際機関の設立—設立交渉における米仏の石炭鉱業管理をめぐる対立と妥協を中心に—」『経済論叢』(京都大学), 第177巻, 77-85頁。

24) IRAの設立交渉について詳しくは、S.Lefèvre, *Les relations économiques...*, pp.155-163; 我が国では、中屋宏隆「前掲論文」, 71-89ページ; 金子新「西ドイツの建国とルール国際管理—アデナウアー外交の起源 (1948-1949年)—」『敬愛大学国際研究』第14号, 2004年12月, 1-30ページなどを参照。

22) S.Lefèvre, *Les relations économiques...*, p.155; C.Defrance, *La France et l'Autorité ...*, pp.127-130; 中屋宏隆「ワシントン英米石炭会議 (1947年) とルール石炭鉱業統制体制の構築」『社会経済史学』73-1, 2007年5月, 51-66頁。

第7表 ルール国際管理機構（IAR）の理事と事務局長（1949年4月28日創設時）

理事		
アメリカ	パークマン (Henry Parkman)	弁護士
イギリス	ベリー (Vaughan Berry)	ハンブルグ軍政府地域委員
フランス	ドゥジャン (Maurice Dejean)	駐チェコスロヴァキア・フランス大使
オランダ	ローマン (J.G.Ph. Looman)	ヨーロッパ石炭機構 (ECO) オランダ代表
ベルギー	ドゥ・スマエル (Albert de Smaele)	前ベルギー外務大臣
ルクセンブルク	キュジュネル Eugène Kugener)	ARBED 取締役
イギリス	マクレディ (Gordon MacReady)	英米占領地区管理局長 (西ドイツ代表の代理)
事務局長		
ベルギー	カエケンビーク (Georges Kaeckenbeek)	法律家

出典) C.Defrance, *La France et l'Autorité internationale de la Ruhr jusqu'à annonce du Plan Scuman*, A.Wilkens, *Le Plan Schuman dans l'histoire Intérêts nationaux et projet européen*, Bruylant, 2004, pp.131-132 より作成。

における産業の生産、投資、資金調達に関する管理権限は、IARに付与されることはなく、フランス政府の主張は一部しか実現しなかったのである。したがって、西側3占領地区は、アメリカ、イギリス、フランスの合同機関が行政管理を行い、ルール地方の産業経営は実質的にドイツ人に任せるアメリカ、イギリスの方針が採用された。そのため、ルール地方の産業の復興を国際管理によって抑制したいフランスの思惑は、事実上潰えたのである。

このIARはデュッセルドルフに本拠を置き、当初はロンドン会議に参加した6カ国の代表からなる理事会の決定に基づいて運営された。第7表のように各国から1名の代表が出席したが、理事会の採決にあたっては、イギリス、アメリカ、フランス代表がそれぞれ3票、ベネルクス諸国の代表は1票ずつの議決権が与えられた。さらに、いずれIARに参加することが想定されていた西ドイツにも3票が割り当てられていたが、当面は米英合同占領地区管理局長でイギリス人のマクレディ (Gordon MacReady) がこの3票を代理で行使することとなった。その結果、全体では15票となり、採決では9票を得た場合に可決される特定多数決制が採用された²⁵⁾。したがって、西ドイツの代表が参加するように

なると、アメリカ、イギリスだけでは、多数を占めることは不可能になる。

ただし、実際のルール地方の石炭会社の生産、投資、販売は、すでに触れたようにアメリカやイギリスの意向に沿って、ドイツ石炭業界の中央機関であるDKBLや、同業界の販売を担当するドイツ石炭販売部 (Deutscher Kohlen-Verkauf, DKV) が調整することとなった。DKVは、1893年に設立され1945年に解体されたカルテル組織であるライン・ウェストファーレン石炭シンジケート (Rheinisch-Westfälisches Kohlensyndikat, RWKS) が再編されて、1947年11月17日に設置されたものである²⁷⁾。

このようにしてIARが創設された1949年からは、ルール地方の石炭生産が回復したこともあって、第6表にみられるようにフランスへの輸出量は確かに増加した。だが、IARの設立は実際にはフランスが期待するようなルール炭の供給を実現することはなかった。具体的には、ルール炭の販売価格はフランスなど輸出向けの方がドイツ国内向けより割高に設定されてお

26) C.Defrance, *La France et l'Autorité ...*, pp.123-140.

27) W.Diebold, *The Schuman Plan A Study in Economic Cooperation 1950-1959*, Praeger, 1959, pp.380-381; 佐々木健『現代ヨーロッパ資本主義論 経済統合政策を基軸とする構造』有斐閣, 1975年, 41頁。石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における新自由主義 (1953～1962年)」権上康男編『新自由主義と戦後資本主義 欧米における歴史的経験』日本経済評論社, 2006年, 366頁。

25) www.cvce.eu, Centre virtuel de la connaissance sur l'Europe (CVCE), Accord instituant l'Autorité internationale de la Ruhr (Londres, 28 avril 1949), p.6.

り、鉄道運賃も輸出向け石炭の方が割高になっていた。すなわち、価格も運賃も、国外よりも国内の需要者にとって有利に設定されていたのである。こうしたドイツ石炭業界の方針をアメリカ、イギリス政府が容認したため、フランスの産業にとっては、ルールからの石炭調達はずっとより不利な条件を強いられていたのである²⁸⁾。

この差別的措置を IAR が許容する理由について、1950 年 2 月にフランス政府内部で作成された IAR の機能に関する覚書は、IAR 設立協定の条文を分析しながら以下のように述べている。

「差別的手段の禁止について（第 15 条）

他のヨーロッパ諸国の利益のために、ドイツに課された規則として解釈されれば、この条項は当局（= IAR）に有効な役割を与えるであろう。だが、アメリカやドイツは、相互性がなければ適用できないものと考えている。換言すれば、他の国でも同様の手段が採用されている場合には、当局はドイツのみに差別的手段を禁止することはできない。当局はドイツ炭輸出価格問題を差し押さえられてしまったのである²⁹⁾。」（括弧内筆者補足）

すなわち、IAR 設立協定では第 15 条で差別的取引を禁止することが規定されていた³⁰⁾。だが、ドイツ以外の 6 カ国でも石炭や鉄鋼の取引で国内産業を優遇する措置が取られていた場合には、ドイツのそれだけを規制することはできないとアメリカなどが主張した。そのため、IAR は差別的手段の規制を実施できなくなってしまっていると、覚書には記されているのである。

28) S.Lefèvre, *Les relations économiques...*, pp.242-245; 石山幸彦『前掲書』79-86 頁。

29) CAC 760335, Note sur les fonctions de l'Autorité de la Ruhr et les Groupes de contrôle, le 4 février 1950, p.5.

30) www.cvce.eu, Centre virtuel de la connaissance sur l'Europe (CVCE), Accord instituant l'Autorité internationale de la Ruhr (Londres, 28 avril 1949), pp.6-7.

さらに、IAR によるルール炭の国内向けと輸出向けの配分についても、本稿でもすでに触れた 1947 年のモスクワにおけるアメリカ、イギリス、フランスの 3 カ国合意に基づく方式に従って実施されていた。すなわち、IAR が設立されても、それまでの石炭の配分方式が継続されており、ルール炭の輸出増加は、生産量の増加をもたらしたものである。その点についても、上記のフランス政府内部の覚書は、以下のように評価している。

「b) ルールのドイツ炭の配分に関する当局の機能

この機能は輸出向け石炭の数量を決定するものである。

不足時には、この機能は重要である。だが、この点についてのフランスへの重要な保証は、当局の理事会における常に予想不可能な多数決によるものではない。イギリス、フランス、アメリカによるモスクワ-ベルリン合意が、輸出可能なドイツ炭（ルール炭のみではない）の 20.8% を我々に保証しているのである³¹⁾。」

このように、ドイツ炭の輸出向け配分についても、IAR は従来のモスクワ-ベルリン合意を踏襲するのみで、新たな配分方法が採用されたわけではない。したがって、ドイツ国内の必要分を優先的に確保するモスクワ-ベルリン合意では、産出量が減少すれば、まず輸出分から削減されることが懸念されたのである。

こうした IAR の実態を踏まえて、産業大臣ラコスト (Robert Lacoste) は、外務大臣シューマン (Robert Schuman) に対して送った書簡のなかで、次のように述べている。

「ルール国際管理機構は機能を開始し、その効率性や活動の重要性について最初の印象を述べるのに十分な時間が経過しております。

31) CAC 760335, Note sur les fonctions de l'Autorité de la Ruhr et les Groupes de contrôle, le 4 février 1950, pp.3-4.

これまでのところ、この機関の活動や得られた結果は、その設立に期待されていたものに相応しいとは言えません。フランス政府や世論は、特にその恒常的性格からかなりの重要性を認識しておりました。

この機構の成功は産業にとって、特にフランス鉄鋼業にとって是非とも必要であります。失敗は我々の産業活動の維持と発展に最も深刻な結果をもたらし、同時に将来のドイツとの関係にも重くのしかかることになるでしょう³²⁾。」

以上のように、フランス政府内部では、IARが期待通りに機能していないために、フランスの産業、なかでも大量のコークスを必要とする鉄鋼業がドイツに比べて不利な経営条件を強いられていることに危機感をつのらせていたのである。

そこで、IAR創設から5カ月後の1949年9月21日にアメリカ、イギリス、フランスによって、西側3占領地区を管理するために設立された連合国高等弁務官府(Haute commission alliée)とIARとの役割分担をめぐって、フランス政府はアメリカやイギリスとは異なる見解を示し対立した。すなわち、フランスはIARにルール地方の石炭、鉄鋼業の管理を任せべきだと再度主張したのである。だが、アメリカ、イギリスは、フランスが加わっていたとはいえ、IARに比べて彼らが確実に数的優位を占める同弁務官府が監督し、DKBLなどドイツ人組織に実質的な経営管理を任せざることを譲らなかった。そのため、結局フランスの主張は退けられ、ルール地方の産業の監督は弁務官府に委ねられて、英米石炭管理グループ同様にアメリカ、イギリスを中心に実施される構造が維持されたのである。

このように、IARはルールの産業をコントロールする機能を実質的に発揮することはなかった。そうした現実直面して、この時期にはフランス政府内部では、ルールのドイツから

の分離と国際管理の主張を見直す見解が提示されている。例えば外務省内部では、ドイツ産業の弱体化ではなく、再建を容認するグループが出現していた。すなわち、アメリカやイギリスの意向を受け入れ、ルール地方の産業とドイツ経済の復興を原動力として、ヨーロッパ全体の再建をめざす。それによって、ヨーロッパにおける共産主義の影響力を減殺し、ソ連への対抗勢力を強化する。東西対立が深刻化するなかで、ドイツよりもソ連の脅威を重視する考えが外務省内にも、芽生えたのである³³⁾。

さらに、前に引用したフランス政府内部の覚書でも、IARがルール地方の産業のみを規制することはできず、参加国の産業を平等に扱うことが必要であると記されている。そうした認識を反映して、フランス産業省の元鉱山局長でIARの石炭管理グループの議長であったパリゾ(Georges Parisot)や1950年6月1日にIARのフランス代表に就任するポエール(Alain Poher)は、ルール産業の国際管理に実効性を持たせるためには、フランスのロレーヌや他の地域も国際管理下に入ることが必要であると指摘している。これはアデナウアーが1949年10月14日の連合国高等弁務官との会談で、IARの権限をヨーロッパ鉄鋼業に拡大するよう要求したことを受けたものでもある。

こうした認識をフランス側が持った原因は、IAR設立によってもルールの産業を管理することはかなわず、管理の手掛かりを完全に喪失することを恐れていたためであった。すなわち、ドイツ国内の業者と平等な条件でルール炭を調達するためには、フランスを含むヨーロッパの産業も国際管理下に置き、ルール産業の再建を容認することが必要であるという考えが出現したのである³⁴⁾。

以上のように、終戦直後のフランス政府はルール地方のドイツからの分離と国際管理を主張し、コークス化に適したルール炭の輸入を確

32) CAC 760335, Le ministre de l'industrie et du commerce à monsieur le ministre des affaires étrangères Qai d'Orsay, le 16 janvier 1950.

33) S.Lefèvre, *Les relations économiques...*, pp.161-162.

34) C.DeFrance, *La France et l'Autorité...*, pp.141-142.

保することに腐心していた。具体的には、ECOやIARなどアメリカやヨーロッパ諸国が参加する国際組織による同地域の生産や流通の管理を通して、その実現をフランス政府は画策していた。さらには、同地域の鉄鋼生産も管理し、その復活を抑制することもめざしていたのである。だが、現実には、占領経費の節約や東西対立の深刻化のために、西ドイツの経済復興を急ぐアメリカやイギリス政府の方針が実行され、ルール炭はドイツ国内に優先的に供給された。その結果、フランスの石炭調達先はアメリカなどが中心とならざるを得なかった。このような経過を経て、ルール地方を国際的に管理するには、それまでとは異なる新たな枠組みが必要であることが、フランス政府内部にも認識され始めたのである。

3. シューマン・プラン

これまで検討してきたように、IARはルールの国際管理をめざすフランス政府の期待に応えることはできず、西ドイツの主権回復を容認するアメリカ、イギリスの方針から、近い将来解体されることも予想された。したがって、フランス政府としてはルールの管理について、次の手立てを講ずる必要に迫られていたのである。そうした状況下で、計画庁長官モネらが、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設を提案するシューマン・プランを作成、発表し、その実現に向けての国際交渉を進めた。この一連の課程については、筆者はすでに旧著で検討を加えている。

35) G.Bossuat, *La France, l'aide américaine et la construction européenne 1944-1954*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1992, pp.735-794; J.Gillingham, *Coal, Steel and Rebirth of Europe, 1945-1955, The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*, Cambridge, 1991, pp.228-250; わが国では、中屋氏の以下の論文が独占規制に関する論議を中心に詳しく分析している。中屋宏隆「シューマン・プラン交渉過程からみるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立条約の意義(1)(2)」『経済論叢』2007、第179巻第5・6号、83-96頁、第80巻第3号、18-33頁；石山幸彦『前掲書』75-77頁。

さらに、その前後に発表された内外の諸研究によっても、詳細に分析されている³⁵⁾。そこで以下では、この過程を本稿に必要な範囲で概観する。それを前提として、フランス石炭産業がどのようにプランを受け入れたのか、プランを推進するにあたって、フランス政府は石炭産業の将来にどのような見通しを立てていたのかを検討しよう。

(1) シューマン・プランとパリ条約締結交渉

計画庁におけるシューマン・プランの作成は、1950年の初頭から開始され、極秘のうちに進められたことが、モネの回想録にも記されている。その作業には、長官モネをはじめ、長官補佐のイルシュ(Etienne Hirsche)、経済財政担当ユリ(Pierre Uri)、国際法学者で外務省法律顧問のルーテル(Paul Reuter)が参加し、同年4月16日から5月6日までの間に同プラン原稿の最後の推敲作業が行われた³⁶⁾。

その間の4月28日には外務大臣シューマンにこのプランが知らされ、5月1日にシューマンがこれに同意し、計画庁に協力することが伝えられた。彼は5月3日の閣議にこのプランを提案し、9日にプラン推進の了承を得た。同日の夕方には、パリのフランス外務省にヨーロッパ諸国の駐仏大使を招いて、モネらが作成したプランを外相シューマンが発表した。その歴史上有名なシューマン演説の内容は以下のようなものであった。

まずシューマンが訴えたことは、2度にわたる大戦を引き起こしたフランスとドイツの関係を安定させ、ヨーロッパに平和を確立することと、荒廃したヨーロッパ経済を復興、発展させることの重要性である。そこでシューマンは、この2つの目標を実現する方法として、フランスと西ドイツのいずれにとっても基幹産業であ

36) J.Monnet, *Mémoires*, Fayard, pp.415-432; P.Uri, *Penser pour l'action, un fondateur de l'Europe*, Odile Jacob, 1991, p.79 et suit; 石山幸彦『前掲書』72-73頁。

り、軍事とも関連の深い石炭と鉄鋼の両産業に自由競争に基づく共同市場を設け、共同体の管理下に置くことを提案する。すなわち、一国より広域の共同市場において、国際競争力のある石炭、鉄鋼業を育成し、両国の経済発展を促す。さらに、他のヨーロッパ諸国にもこの共同体の扉は開かれていることを述べて、周辺諸国にもプランへの参加を呼びかけたのである。

次に、シューマンは以下の3項目を共同体結成の条件として挙げている。①参加国の経済状態には一定の格差があることが予想される。そのため、それを調整するための過渡的期間が必要である。②自由競争を制限する独占を禁止する必要がある。③共同体の組織全体は「最高機関」(Haute Autorité)が統括することとし、最高機関は参加各国や関連諸産業の利害から独立した諸個人によって構成される。すなわち、最高機関は各国政府や産業界の代表者がそれぞれの利害に基づいて、共同体の政策方針を決定する場ではなく、超国家的な組織、すなわち超国家機関である³⁷⁾。前節の最後でも指摘したように、ルール地方の国際管理に実効性を持たせるためには、他のヨーロッパの工業地帯も国際管理下に入れることが一つの方法であるという考えは、1949年にはフランス政府内部でも認識されていた。シューマン・プランはそうした考えを具体化したものであった。

上記のシューマン演説に応じてプランへの参加を表明したのは、プランの正式発表前にフランス政府から連絡を受けていた西ドイツのほか、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクとイタリアであった。これらにフランスを加えた6カ国によって、シューマン・プラン実現のための交渉がパリで開始される。このパリ会議には、参加各国の政府、財界、労働組合の代表者が参加し、同年6月20日に開幕した。まず、議題の中心となったのは、最高機関の権限と過渡的措置であった。第1の最高機関の権限については、ベルギーとオランダの代表から、超国家機

関である最高機関が参加国の利害に反した政策を採用する可能性があることは、問題ではないかと指摘された。特に小国である両国の利害が軽視されるのではないかと懸念が表明されたのである。これに対しては、フランスと西ドイツの代表が説得に当たり、以下のような組織を設けて最高機関の行動を監視、制限することで、オランダ、ベルギーは最高機関の権限について了承した。

まず、参加各国の担当大臣からなる「閣僚理事会」(Conseil spécial des ministres)が諮問機関として設置され、重要問題については最高機関は閣僚理事会に諮問することが規定された。次に、各国の議会から選出された議員で構成される「共同総会」(Assemblée commune)には、最高機関が共同体の活動を報告することとなった。さらには「裁判所」(Cour de justice)が設置され、最高機関の決定が共同体の条約に違反していないかチェックされることも定められた。これらの組織に加えて、「諮問委員会」(Comité consultatif)も組織され、最高機関は各国の石炭産業や鉄鋼業の経営者、労働組合、石炭と鉄鋼の需要産業の代表に意見を求めることになったのである。

第2の過渡的措置については、生産性の低いベルギーの石炭産業とイタリアの鉄鋼業については、それぞれの政府が5年間の移行期間に保護措置をとることが認められた。

次に、パリ会議の趨勢に大きな影響を与えた問題は独占規制についてであり、同会議とは別の場で実質的な論議が開始された。すなわち、シューマン・プラン発表と同じ1950年5月の連合法律第27号に基づいて、同年9月21日にアメリカ、イギリス、フランスの3カ国が、6大コンツェルンの解体など、以下の3点を西ドイツに要求したのである。

まず第1には、ルール産石炭の共同販売機関、DKVの解体である。本稿ではすでに指摘したようにDKVはDKBLの下部組織としてルール炭の販売を一手に独占していた。第2には、合同製鋼(Vereinigte Stahlwerk AG)、フリート

37) 石山幸彦『前掲書』73-74頁など。

(Fried), クルップ (Krupp) など 12 の鉄鋼会社を 24 社に分割する。第 3 には、24 に分割された鉄鋼会社が直接所有したり、系列支配できる炭鉱を制限する。すなわち、新しい鉄鋼会社が所有ないし系列下における炭鉱の生産力は、自社の鉄鋼生産に必要なコークス炭の 75% に限定する。これによって、西ドイツの鉄鋼会社が支配する石炭生産力は、同国全体の約 15% に止まることになり、戦前の 60% を大幅に下回ることになる³⁸⁾。

以上のように、連合側はルール地方の鉄鋼会社を分割し、それらの会社がコントロールするルール炭の配分システムを解体しようとしたのである。したがって、鉄鋼生産の限定とともに、ルール炭のドイツ国内への優先配分を実施してきたシステムを解体し、ルールからフランスなどへの石炭の供給条件を改善するための方策である。モネラフランス政府はこの連合法律 27 号の適用をシューマン・プラン実施の前提条件として位置づけ、その後の交渉に臨んだのである。すなわち、連合側の立場でルールの企業組織を解体し、シューマン・プランで標榜された共同体の独占規制によって、鉄鋼会社や石炭販売組織の再編、復活を阻止しようとしたのである。

このようなルールの石炭、鉄鋼業の解体を実施しようとする連合側に対して、アデナウアーをはじめ西ドイツ政府は強く反発した。それは、この解体計画が国内への石炭供給を限定し、鉄鋼業の生産拡大も制限する恐れがあるからであり、共同体への参加にあたって他の参加国と比べて特に不利な条件を課せられると同政府が判断したからである³⁹⁾。

夏季の中断期間を経て 10 月 14 日に再開されたパリ会議でも、独占規制のあり方が論議の焦

点となる。だが、論戦の中心はパリ会議の場ではなく、フランス政府はアメリカと協力して西ドイツとの交渉にあたった。この交渉は難航し、膠着状態が続くと、モネは翌 1951 年 1 月に西ドイツが同意しない場合には、共同体の結成を断念すると、アデナウアーに強く迫った。そうした粘り強い交渉の結果、3 月 14 日にアデナウアーはついに連合側による解体を受け入れるにいたったのである⁴⁰⁾。以上の西ドイツ側の妥協を受けて、約 1 カ月後の 4 月 18 日にはパリ条約が 6 カ国により調印されることになった。

(2) シューマン・プランとフランス石炭産業

以上のように、シューマン・プランは発表後 1 年足らずでパリ条約の調印を迎えたが、フランス国内でも概ね好意的に受け取られていた。それは、大戦による荒廃とアメリカに対する政治・経済的地位の低下に直面し、ヨーロッパ諸国の地盤沈下を防ぐために、ヨーロッパ統合が必要だと考えられていたためである。そうした認識を背景に、戦後のヨーロッパ統合運動は社会に浸透していたのである。

具体的には、政界においては当時の政権を担っていた人民共和運動 (Mouvement républicain populaire, MRP)、社会党 (Section française de l'internationale ouvrière, SFIO)、急進社会党 (Parti républicain, radical et radical-socialiste) などが当然ながらこのプランを支持していた。労働界では、非共産党系のフランス・キリスト教労働者同盟 (Confédération française des travailleurs chrétiens, CFTC)、労働総同盟・労働者の力派が (Confédération générale du travail - Force ouvrière, CGT-FO) がプランに賛同していたのである。

だが、共産党 (Parti communiste français, PCF)

38) Archives nationales (パリ国立文書館所蔵史料、以下 AN と省略) 81 AJ 137, Lettre de J. Monnet à R. Schuman, le 22 décembre 1951.

39) 中屋宏隆「シューマン・プラン交渉過程からみるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立条約の意義 (2)」『経済論叢』2007, 第 80 巻第 3 号, 18-33 頁。

40) AN 81 AJ 137, Lettre de K. Adenauer du 14 mars 1951; AN 81 AJ 141, Van Helmont, Aide-mémoire sur l'histoire de la déconcentration de la Ruhr, le 2 juillet 1952; G. Bossuat, *La France, l'aide...*, pp.772-777; J. Gillingham, *Coal, Steel and ...*, pp.266-282; 石山幸彦『前掲書』

と同党系労働組合、労働総同盟（Confédération générale du travail, CGT）はシューマン演説の翌日には早くもプランを批判した。さらに、ド・ゴール率いるフランス人民連合（Rassemblement du peuple français, RPF）もプランへの反対を表明する。共産党は西側諸国による共同体の結成が東西対立を激化させ、平和を脅かすことになると主張して反対した。これに対してナショナリズムを掲げるRPFは、プランがフランスの国家主権を損なうことになるとして、反対したのである。このように左右両翼の勢力は、それぞれの政治的立場に基づく理由から、プランに反対した。だが、このようにイデオロギー色の強い左右両翼の反対論は、後にも指摘するように、ヨーロッパの平和と経済発展を訴えるプラン推進派の前に政治の場で多数派を形成するにはいたらなかった。

さらに、産業界でもシューマン・プランは概ね好意的に受け止められた。ただし、プランによって直接共同体に組み入れられる鉄鋼業界は強く反発し、フランス鉄鋼協会（Chambre syndicale de la sidérurgie française）がパリ会議の進行と並行して、1950年7月からプランに反対の態度を鮮明にして行く。その結果、1950年から1951にかけてプランを推進する政府や、プランに賛同する多くの産業界、なかでも機械工業などの鉄鋼需要産業と、鉄鋼業界が鋭く対立する場面がみられた。この点については、筆者は旧著で詳しく述べているところである⁴¹⁾。

本稿の分析対象である石炭業界も、いうまでもなくシューマン・プランによって共同市場へ統合されるもう一つの産業である。だが、戦後にフランスの炭鉱はそのほとんどが国有化され、国家によって所有されていたため、経営陣もその多くが政府によって任命されており⁴²⁾、鉄鋼業界のような激しい反発を招くことはなかった。だが、石炭鉄鋼共同体の結成は石炭輸入の拡大が見込まれるため、フランス石炭産業にとっては販路を奪われて経営が圧迫されることも考えられる。共同体結成の石炭産業への影響について、石炭業界やフランス政府はどのよ

うな見解を持っていたのだろうか。以下ではこの点について、フランス石炭公社や計画庁の諸文書を分析して、検証しよう。

共同体に組み込まれる石炭業界では、フランス石炭公社が共同体結成の影響について、次のように検討していた。共同体により、石炭共同市場が開設されれば、ドイツ炭の二重価格制が廃止され、ドイツ国内向けに比べて割高に設定されていた輸出向け石炭の価格が引き下げられることが予想される。そのため1950年11月7日の石炭公社の報告書⁴³⁾では、価格が低下したドイツ産石炭の輸入増加量を、フランスの地域ごとに1955年までの期間について、以下のように見積もっている。

まず、パリ地域とノールでは、運河を利用した割安な水上交通によって、すべての輸入炭が輸送される。そのためドイツ炭よって、フランス国産炭は100万から200万トンの販路を失う。次に、大西洋岸の貿易港の後背地では、やはり割安な水上交通が利用されて、200万トンの国産炭消費がドイツ炭に置き換えられる。さらに内陸部のストラズブル周辺では、ライン河經

41) この対立において鉄鋼需要産業は、フランス鉄鋼業界の共同販売機関であるフランス鉄鋼コントロールが、鉄鋼製品の販売をコントロールし、自由な競争を阻んでいることを強く批判した。すなわち、鉄鋼需要産業は同コントロールによる介入が鉄鋼業界内の競争を阻み、価格、品質、納期などの点でフランスの鉄鋼業界は劣悪な条件を需要者に強要していると主張した。したがって、彼らはカルテル規制を内包し、自由競争市場の開設をめざすパリ条約を支持したのである。これに対して鉄鋼業界は、戦後鋼材が不足し、需給関係も不安定な状況では、コントロールによる鋼材の人為的な配分が供給側にも需要側にも必要だと訴えた。だが、結局のところ石炭産業を含む産業界の大多数はプランを支持し、鉄鋼業界は孤立していた。詳しくは、石山幸彦『前掲書』78-79ページ。

42) とりあえず、石山幸彦「戦後フランスにおける石炭産業の再建—国有化（1946年）と計画化（1947-1953年）—」、『エコノミア』第62巻第1号、2013年5月、1-27ページ。

43) AN, 81 AJ 136, CDF, Etudes générales Répercussion du Plan Schuman sur le niveau de la production française (Situation 1955), le 7 novembre 1950.

由のルール炭価格がロレーヌ炭より著しく安価となり、後者は前者に100万トン分の販路を奪われる。フランス東部の鉄鋼生産地域では、ドイツにおける二重価格制の廃止によってノール＝パ・ドゥ・カレ産のコークスはルール産コークスに対する競争力を失い、100万トン分の販路を失う可能性がある。だが、鉄鋼業界はそれまでの燃料調達先を守ろうとするために、前者は実際には販路を失うことはない。最後に、サントル・ミディ、ロワール、ブランジー、オーヴェルニュの諸炭鉱は、消費地への輸送で地理的に最も不利な状況にあるため、100万トンの販路を失う。

以上の各地域の推計から、フランス全体としては1955年には500から600万トンがドイツ産の石炭によって市場を奪われていることが予想された。この分析結果について、石炭公社の報告書は、「この数字は、それほど大きいものではなく、そうした状況は比較的によく都合な結果である⁴⁴⁾」と評価している。したがって、石炭公社は政府が推進するシューマン・プランに反対することはなく、それを受入れていた。それは、フランスの石炭業界にとって共同体結成について最も懸念されるルール炭の輸入急増による販路の喪失が、比較的軽微なものであると推定したためである。そのため、「比較的によく都合」とさえ、評価しているのである。

以上の1950年11月の石炭公社の報告書に続いて、シューマン・プランを推進する政府・計画庁は、同年12月9日付で、共同体の結成が石炭産業と鉄鋼業に与える影響について、詳細な分析を完成させていた。それは、共同体の結成がフランス鉄鋼業を西ドイツ、ベルギーやルクセンブルクとの競争にさらし、フランスにとって不利な状況を招くという鉄鋼業界の反対に答えることも意味していた。以下では、計画庁の見解が詳述されている報告書の中身を吟味しよう。

この報告書は、「第1部、石炭」「第2部、鉄鋼」

の2部で構成されている。これらの産業を取り巻く状況と共同体設立による影響を分析している。本稿が検討の対象とする石炭産業については、まず、フランス経済にとって必要な石炭の量を推計し、国内の産出量によっては、必要な石炭の確保は不可能であることを確認する。なかでも、コークス用の粘結炭は、ノール＝パ・ドゥ・カレとロレーヌの炭鉱でしか産出されず、フランスでは不足していた。すなわち、質量ともに国外からの供給に依存せざるを得ないことを指摘した。

そのうえで、本稿でも触れたように、戦前からの石炭調達先であるイギリスの石炭輸出の激減、社会主義化したポーランドから調達することの不安定性など、戦後の状況変化を分析している。さらに、戦後輸入が増加しているアメリカについては、輸送費が高むことを理由として、主要な調達先としては不適當であると評価している。すなわち、アメリカは石炭が不足した場合の緊急避難的な調達先として位置づけている。以上の評価を前提に、報告書が石炭の調達先として最も重視したのは、ドイツのルール地方である。同地方からの石炭調達に関して、報告書は次のように述べている。

「したがって、必要不可欠な石炭を確保しなければならないのは、ドイツからである。

我々の輸入に占めるドイツの割合は、戦前の20～25%から1951年には35%になっている。

石炭調達におけるフランス経済のルールに対する依存度は、品質の問題を考慮に入れると、より重要になる。特に、コークスやコークス炭については、ドイツにおける買い付けはフランス鉄鋼業の必要量の半分以上を占めている。

また、この状況はシューマン・プランが実現しなければ、より深刻化する。なぜなら、ドイツにおける石炭販売の中央コントロール（＝共同販売機関）の存在が、イギリスの石炭輸出が途絶えて以来、真に独占

44) Ibid., p.6.

的立場を享受しているからである。⁴⁵⁾」(括弧内は筆者が補足)

以上のように、報告書はルール地方からの石炭調達を最も重視していた。それを円滑化するためには、同地域の共同販売機関である DKV によってフランスへの石炭供給が制限されることを防止する必要がある、その点でもシューマン・プランの必要性を訴えていた。すなわち、カルテルの禁止を盛り込んだ同プランの実施を強く主張したのである。

次いで報告書は、共同市場開設による加盟諸国、特にドイツからの石炭輸入増加によるフランス石炭産業への影響を検討する。条約の規定によって、フランスの石炭輸入を一手に独占する ATIC と、すでに指摘した DKV が解体されることになる。さらには、ドイツで実施されている輸出向け石炭価格の割高な設定を取り止め、輸出向け運賃の割高な設定も廃止されることが確認された。したがって、ルール炭のフランス市場への輸入条件は改善され、それまでより安価な輸入が可能になる。

だが、フランスの石炭産業も進行中のモネ・プランによる近代化の結果、生産性は向上しており、ドイツとの生産性の格差は縮小していることが指摘される。そうした条件を考慮した上で、共同市場開設によるルール炭のフランス市場への浸透を、報告書は大西洋岸の港湾とその後背地、ストラスブール、ノール地方とセヌ川沿岸、サントル・ミディなど、地域ごとに予測した。その結果、フランス全体で 500 万トンから 600 万トンがルール炭によって市場を奪われる可能性があると述べている。この数字は、すでに検討した石炭公社の予測を踏襲したものである。

さらに、計画庁の報告書には、実際にフランスにおける石炭消費の拡大が予想されるとし

て、次のように記されている。

「要するに、世界的に(石炭が)不足している現在の状況は、おそらく今後も継続することが予想され、現存する生産能力をフルに活用することが必要であろう。⁴⁶⁾」(括弧内は筆者が補足)

このように、計画庁は石炭消費の拡大を考慮に入れ、共同市場開設によるルール炭の輸入増加がフランスの石炭生産を圧迫することは、ほとんどないと述べている。すなわち、計画庁の報告書は石炭公社よりも、さらに楽観的な結論を導き出しているのである。

ただし、計画庁は石炭産業の雇用労働者については、以下のような人員削減が必要だと予測している。

「100 万トンの生産減少は、4,000 から 5,000 人の労働者削減に相当する。5 年間のフランスの生産減少が最大で 500 万トンだとすると、シューマン・プランによって、ルール炭に市場を奪われる 500 万から 600 万トンは、理論的には 25,000 人の労働者削減につながることになる。だが、よほど例外的な状況が発生しない限りは、このような数字に達することは、まずないとしか考えられない。(中略)

しかしながら、(フランスにおける)石炭の産出は 1951 年の年間 5,300 万トンから(1955 年には)6,000 万トンに増加するに違いないため、生産性向上の効果があっても、現状の 245,000 人に対して 10,000 から 15,000 人の人員削減にしかならない。ヨーロッパ市場における(石炭)不足が継続すれば、ある程度の鉱山は一時的にせよ、坑内労働者を増員することが必要になるとさえ考えられるだろう⁴⁷⁾。」(括弧内筆者補足)

以上のように、報告書によれば、ルール炭の輸入増加によってフランス市場が浸食されて

45) AN 81 AJ 134, Commissariat général du plan, Note relative aux effets du Plan Schuman sur les industries du charbon et de l'acier en France, le 9 décembre 1950, p.4.

46) Ibid., p.13.

も、市場では石炭が不足しているため、フランスにおける石炭産出は増加すると計画庁は予想している。したがって、モネ・プランの設備近代化によって生産性が上昇して労働力が節約されても、労働者の削減は10,000人から15,000人程度で済むと推測している。さらに、ヨーロッパでの石炭不足が長引けば、労働者の削減はより小規模になる可能性も指摘したのである。

したがって、すでにみたようにフランス石炭公社は、フランス国内市場では、ドイツ炭によって500万トンから600万トン分の販路が奪われると予測していた。だが、この点について公社は、決して悲観的な見解を示すことはなく、比較的によく都合だとさえ評価していた。これを受けた計画庁は、モネ・プランにおける生産性の上昇による労働力の節約、石炭需要の拡大なども考慮に加えて、労働者削減の見通しをたてている。その結果、計画庁も一定の労働者の削減を予測しながらも、それは小規模に止まるであろうとの見解を示したのである。

これまで検討したように、シューマン・プランのフランス石炭産業への影響に関しては、石炭公社と政府・計画庁とも、悲観的な予測を立ててはいない。それは、プランを推進するフランス政府の立場を反映したものと解釈することができる。だが、解放後からの石炭不足が続くなかで、共同市場の開設によるルール炭の輸入増加が、フランス石炭産業の経営を決して圧迫するものではないと判断していたからでもある。それどころか、国有化した石炭産業をモネ・プランなどの経済計画によって近代化し、再生することもフランス政府はめざしていた。したがって、フランス政府は共同市場からの石炭輸入の拡大と国内石炭産業の育成は、両立するものにとらえていたのである。

すでに指摘したようにフランス国内では、鉄鋼業界が強く反発し、1950年から1951にかけてプランを推進する政府や鉄鋼需要産業と鋭く

対立する場面がみられた⁴⁸⁾。こうした国内での論争を経て、1951年12月13日に国民議会でパリ条約批准案が賛成多数で可決された。さらに、1952年4月2日には共和国参議院でも可決され、パリ条約はフランスにおいて批准されたのである。

おわりに

最後に、本稿の要旨を振り返り、戦後変化していく国際的な政治・経済情勢のなかで、フランス政府はどのようにしてシューマン・プランを導き出したのかを確認する。それによって、シューマン・プランがフランスにおける石炭の生産と流通にどのような意義をもち、創設される石炭鉄鋼共同体においては、フランスの石炭供給システムがどのような問題に直面することが予想されるのかも指摘しておこう。

これまで検討してきたように、戦後のフランスでは経済再建をめぐる、主要なエネルギーである石炭の調達が重要な政策課題となっており、政府は国内炭鉱の再建とともに国外からの輸入拡大にも腐心していた。その調達先として、品質の面から最も重要であると考えられたのは、ドイツのルール産の石炭であった。さらに、ナチスの軍備を支えた同地域の産業について、ドイツ軍国主義の復活を怖れたフランス政府は、所有、生産、販売などを含めた国際管理を解放直後から主張し、ドイツ経済の弱体化を目論んでいた。したがって、重要なエネルギーである石炭を強制的に輸出させることも視野に入れていたのである。

だが、ルール地方を直接管理していたイギリスやアメリカ政府は、ドイツの西側占領地域の経済復興を優先したことで、石炭をドイツ国内に優先的に配分することを認めた。その結果として、ECOやIARのような国際機関が創設されても、フランス政府が期待したようなドイツ炭の安定供給が実現することはなかった。実

47) Ibid., p.15.

48) 石山幸彦『前掲書』78-96頁。

際には、同地域の石炭の共同販売機関である DKV が石炭の販売を独占し、ドイツ国内により有利な条件で供給する事態さえ生じていた。

そうした終戦以来の一連の経過を経て、上記の国際環境と国内経済再建の必要性から、フランス政府は、ドイツとの協調を前提とした自国経済の再建を追求せざるを得なくなった。したがって、ドイツと対等の立場でルール炭を確保するために、シューマン・プランを提唱したのである。そのために、従来のルール地方の国際管理という戦勝国としての主張を取り下げ、フランスを含むドイツ以外のヨーロッパ諸国も同様に国際管理下に入る新たな枠組みを提示した。すなわち、シューマン・プランによって、フランス政府は参加国の石炭、鉄鋼業をドイツと平等に共同体・最高機関の管理下に置き、自由競争市場を開設することを提案したのである。したがって、フランス政府はシューマン・プランを実現し、共同体の独占規制によって、DKV によるルール炭の独占的販売を規制することを意図していた。このようにフランス政府は、ルールの国際管理をヨーロッパ統合の枠のなかで実現し、自国の関連産業も共同体の管理下に入れて、ルール炭調達の障害を除去しようとしたのである。

だが、良質なルール炭の輸入拡大は、再建途上のフランス石炭産業には大きな脅威になることも予想できた。この点については、当然のことながらフランス石炭公社や政府・計画庁は詳細な調査を実施している。その結果、ルール炭による一定程度の市場の浸食は避けられないも

の、石炭が不足している状況でフランス石炭産業にとって重大なダメージを与えるものではないことが確認された。したがって、シューマン・プランがフランス石炭産業の再建、近代化と矛盾しないと考えられたのである。

しかし、いうまでもなく共同体の創設によって、フランスの当該産業も共同市場の枠組みに組み込まれ、共同体の独占規制が課せられることになる。国有化を実施したフランス石炭産業については、形式的には9つの炭鉱会社に分かれているとはいえ、政府が独占的に所有していることは、まぎれのない事実であった。したがって、それら9社をフランス石炭公社が統括し、価格や生産量などを決定するシステムが、共同体の独占禁止規定に抵触することは、十分に考えられる。さらに、フランスの石炭輸入に関しても、ATIC がすべての取引を仲介していたことは、共同市場での自由競争を阻むものとみることができる。

このように戦後のフランスにおける石炭の生産と流通の構造が、共同市場における自由競争の原則と根本的に相容れない可能性があり、フランス政府はどのような対応を取るのかが重要な課題であった。特に、石炭産業の国有化は戦後の同産業再生の基本政策であり、フランスにおける経済再建とそのためのエネルギー調達の重要な柱の一つである。このように一見矛盾する石炭産業の国有化と共同市場の開設が、どのように調整されることになるのか。この問題は、共同体創設後の石炭需給の動向にもかかっているが、今後の検討課題とする。

(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)